

令和8年度第1回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和8年6月30日(火) アバローム紀の国 羽衣の間	18時01分から 19時02分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数5名 定数5名 定数5名	出席5名 出席3名 出席3名

○事務局(玉置)

定刻になりましたので、ただいまから、令和8年度第1回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

なお、労働者代表側の大重委員、芝池委員、使用者代表側の河野委員、畑下委員が欠席されていますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。

また、令和8年6月4日付けで、本会議の傍聴公示を行いました。傍聴希望者はいませんでしたので、併せて御報告いたします。

それでは、審議に入ります前に、本年度第1回目の審議会開催となりますので、和歌山労働局長の中山より、御挨拶を申し上げます。

局長挨拶

○事務局(玉置)

本日は令和8年度の最初の審議会となりますが、委員の皆様におかれましては、第57期委員といたしまして、昨年5月から2年間の任期ということで御就任いただいております。2年目となります本年度も引き続きよろしく願いいたします。

なお、前回の審議会以降、委員の交代がございましたので御紹介させていただきます。資料1の委員名簿を御覧ください。

資料につきましては、各資料の中央下に赤字でページ番号を付けておりますので、このページ番号に基づいて説明いたします。

労働者代表濱地委員の後任となりますのが、大重委員でございますが、あいにく大重委員の御予定が合わず、本日は御欠席となっております。

続きまして、使用者代表田中委員の後任となります、大川委員でございます。

(大川委員から御挨拶)

ありがとうございました。

続きまして、事務局職員にも異動がございましたので、御紹介させていただきます。

労働基準部長の岡本でございます。

(岡本部長挨拶)

賃金室長補佐の小谷でございます。

(小谷補佐挨拶)

最後に、わたくし賃金室長の玉置でございます。

わたくし自身、初めての賃金室業務となりますが、円滑な審議が図れますよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、この後の議事進行を廣谷会長にお願いしたいと思います。廣谷会長、よろしくお願いいたします。

○廣谷委員

会長の廣谷でございます。本年度も円滑、充実した審議の確保に努めてまいりますので、委員皆様の御理解、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議次第に基づき、議事を進めてまいりたいと思います。

議題の1、本年度第1回目の審議会ということで、事務局から「令和8年度和歌山地方最低賃金審議会運営規程」について説明をお願いします。

○事務局(玉置)

それでは、2ページの資料2「和歌山地方最低賃金審議会運営規程」を御覧ください。昨年度と同じで変更点はございません。

審議会の運営に関わる主なものといたしまして、まず、第6条(会議の公開)でございます。この条文によりまして、本審議会は、原則として公開することとなっております。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合は会議を非公開にできると定められています。

次に、第7条(議事録及び議事要旨)でございます。この条文では、会議の議事について、議事録を作成することとされており、第2項では、議事録及び会議の資料について、原則として公開することとなっております。

なお、会議や議事録を非公開とした場合や直ぐに議事録を公開できる状態でない場合は、議事要旨を作成して公開することとなります。

なお、議事録を非公開とした場合であっても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、又は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求があった場合は、これらの法律に規定される不開示情報を除き、開示することとなっております。

以上、運営規程の主なものにつきまして、説明をさせていただきました。この後、議事録確認者の指名につきまして、御検討いただければと思っております。

○廣谷会長

先ほど事務局から説明のありました議事録確認者について、公益代表につきましては会長職の私が当たることといたしたいと思います。公益代表委員以外の2名の指名を行いたいと思います。労働者代表、使用者代表の委員の中から、それぞれ1名の推薦をお願いできますでしょうか。

はじめに、労働者側いかがでしょうか。

○山本委員

労働者側は、山本が担当させていただきます。

○廣谷会長

続いて、使用者側いかがでしょうか。

○児玉委員

使用者側は、児玉が担当いたします。

○廣谷会長

それでは推薦いただきましたので、
労働者代表は、山本委員に、
使用者代表は、児玉委員をお願いすることといたします。
よろしく申し上げます。

なお、運営規程第7条第2項に基づいて、会議を非公開とする場合には同条第3項に基づいて議事要旨を作成いたしますので、議事要旨についても議事録確認者は内容の確認をお願いします。

○廣谷会長

次の議題、「和歌山県最低賃金の改正決定の諮問」に入ります。それでは、労働局長からお受けしたいと思います。

よろしく申し上げます。

(局長、廣谷会長は、中央へ移動)
(局長は、会長に諮問文を手渡す)
(局長、廣谷会長は、自席へ移動)
(事務局は、諮問文の写を各委員に配付)

○廣谷会長

では事務局は、諮問文を読み上げてください。

(事務局が諮問文を朗読)

○廣谷会長

続きまして議題(4)「和歌山県最低賃金専門部会の設置について」に入ります。
事務局から説明をお願いします。

○事務局(玉置)

専門部会の設置について、御説明させていただきます。

専門部会の設置根拠につきましては、最低賃金法第25条第2項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定されております。

また、その専門部会の委員については、同法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条第1項と第4項及び同項で準用する同令第3条により、最低賃金審議会の本審委員の任命と同様の手続きを経て、改めて、公労使各3名の専門部会委員を任命させていただくこととなります。

そのため、労使委員の任命につきましては、候補者の推薦公示を経て任命させていただくこととなります。

労使委員の推薦の公示につきましては、公示日を明日、令和8年7月1日、推薦書提出期日は令和8年7月15日を予定しております。

なお、専門部会の公益代表委員におかれましては、本審委員の中から任命させていただきますので、この場で御選出をお願いいたします。

○廣谷会長

ただいま、事務局からの説明のとおり、労働者代表委員、使用者代表委員におかれましては、所定の期日までに委員の推薦をよろしくをお願いします。

なお、公益代表委員については、先ほど打合せを行い、私、廣谷、岡田委員、本庄委員の3名が専門部会委員に就任することになっておりますので、御報告いたします。

○廣谷会長

では、次に議題(5)「審議会令第6条第5項の適用について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(玉置)

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されています。つまり、最低賃金審議会の意思決定を専門部会の決議をもって代えるものです。例年、審議会の日程調整が難しいことや、審議の簡素化の観点から、本年度もこの規定を活用し、専門部会の決議が全会一致の場合に限り、審議会の決議とすることとしてはどうかと考えております。

つきましては、審議会令第6条第5項の適用の検討をお願いします。

○廣谷会長

ありがとうございました。審議会令第6条第5項の適用について、委員の皆様い

かがでしょうか。

地域別最賃については、専門部会の決議が全会一致であれば適用することについて、御意見はございますか。

○児玉委員

はい。

○廣谷会長

どうぞ。

○児玉委員

少し使用者委員3名で協議する時間を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

○廣谷会長

はい、わかりました。それではその分、時間どのくらいですか。

○児玉委員

5分程度お願いします。

○廣谷会長

それでは5分程度、審議会のほうは中断というかたちを取らせていただきたいと思います。

(中断)

(再開)

○廣谷会長

それでは、審議会を再開いたします。使用者側委員につきましては、検討状況をお願いいたします。

○児玉委員

はい、その前に昨年から議論もございました全国のこの適用状況について、ちょっとデータを事務局からお示しいただけますでしょうか。

○事務局(岡本)

毎年、それぞれの地方審議会で決められますので、今は手持ちのデータを持っていないのですが。

○児玉委員

昨年、令和7年度の数字っていうのはなかったですかね。

○事務局（岡本）

ございまして、昨年度の議事録の中では・・・

○児玉委員

一定数適用されてない地域もあると伺ったと思います。

昨年の審議の状況も鑑みて、使用者側としましては、6条5項の適用をしないということで進めていただけたらということで使用者側として一致を見たところですので、よろしくをお願いします。

○廣谷会長

それでは使用者側からは、そのような御意見ですが、労働者側委員の方はいかがでしょうか。

○山本委員

はい。特段、適用されることに異議はございません。

○廣谷会長

そうしますと、使用者側委員から反対という御意見が出され、労使の意見が一致しませんでしたので、本年度は、6条5項の適用については見送るということとさせていただきたいと思います。これによりまして専門部会の決議が全会一致の場合でも、改めて本審でこれを議決するということになりますので、よろしくお願いを致します。

次に議題（6）審議日程などについて事務局から説明をお願いします。

○事務局（玉置）

それでは、審議日程につきまして、御説明をさせていただきたいと思いますが、その前に、6月23日付けで中央最低賃金審議会から審議日程にかかわる内容を含む論点整理がまとめられておりますので、先にこちらから岡本基準部長の方から説明させていただきます。

○事務局（岡本）

それでは、9ページ資料4を御覧ください。項番1の7行目から11行目にかけてですが、令和7年度地方最低賃金審議会の審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となったこと、また、発効日については、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あったことから中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会において、課題と対応方針がまとめられたものでございます。

論点としては2つございまして、1つ目が、9ページの項番2のところでございます。近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離し

た引上げについての考え方ということでございます。

中賃で示された対応方針というのが10ページ目の(2)対応方針というところ
でございまして、1つ目のの、「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づ
き労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要として、今後も、こ
の基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきとい
うところでございます。

2つ目のの、とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃
金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引
上げ額を導き出すことは適切でないということが書かれています。

3つ目ののところでございます。目安額に大幅な上乘せをするのであれば、そ
の判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきであるとい
うことであります。

一つ飛ばしまして5つ目のの特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、
翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を
行うべきであるということが書かれております。

次に6つ目の ですが、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地
域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる、様々な指標を
活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられ
るが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータで確認すべ
きである、といったものであります。

7つ目は、厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータ
のうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事
例等の丁寧な情報提供に努めることが書かれております。

2つ目の論点でございます。11ページ目の項番3、発効日についての考え方
のところでございます。

ヒアリングや民間調査など、さまざまな議論が行われ、議論の結果、16ペー
ジになります。(4)対応方針にまともられています。1つ目のののところで
すが、発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、
発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に定められており、指定日発効と
する場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最
低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定するということが書かれてお
ります。

2つ目の・発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料と
するべきではない。また、企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日
発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期
間について、公労使委員間で十分に議論を行い、指定日発効とする場合には、その
判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上
で決定すべきことということが書かれております。

最後3つ目の・ですが、指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その
影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであるということでございます。

17ページでございます。今後の取組について、でございますが、中央最低賃金

審議会は、地方最低賃金審議会に対し、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望するとされたということでありす。

20ページを御覧ください。都道府県別の未達求人の割合ということで、ハローワークに出された求人票からどのくらいの賃金で募集をかけているかというところで、和歌山が11月発効ということで、和歌山のところを見ていただきますと7月の求人ですと52%が1,045円の最低賃金を下回っていた求人だったということになります。10月を見ますと未達が4%、つまり96%が1,045円以上で募集をかけていたということになり、11月1日発効なので、この時点では0.3%が未達ということで、1か月遅らせましても、和歌山の場合で言いますと10月時点で、ほとんど96%が求人上、最低賃金を満たしている状況が読み取れるのかと思います。

審議に当たって、去年の影響を見るようにとのことですが、次に視察もごさいますので、企業様や労働者の方からそのような場を活用してヒアリングをしていただければと思っております。

○事務局（玉置）

続きまして、審議日程につきまして、御説明をさせていただきたいと思ひます。

別に机上配付しております委員限りの「和歌山地方最低賃金審議会 審議日程案（最短モデル）」を御覧ください。

まず、中央最低賃金審議会の目安に関する答申につきましては、まだ聞き及んではおりませんが、審議日程案（最短モデル）のとおり、令和8年7月28日（火）14時から第2回の本審を開催し、委員の皆様目安に関する答申を伝達する見込みというのが原案となっております。目安に関する答申が遅れるようでしたら今後開催予定の専門部会にて目安の伝達をさせていただければと考えております。

次に、最低賃金法第25条第5項に基づく意見陳述についてですが、明日、令和8年7月1日に公示を行いますので、希望があった場合は、7月28日の第2回本審において意見陳述を行っていただく予定としております。

また、特定最低賃金の改正決定の必要性について、各産業の労働組合からこの時期に申出書が提出されるものと思われるので、特定最低賃金の改正決定等の必要性についても、第2回本審で諮問させていただきたいと考えております。

その後の日程ですが、出来る限り例年どおりの10月1日の発効に向けた審議日程を調整させていただいているところであります。

31ページの資料5を御覧ください。

仮に10月1日発効の場合、発効までに30日間の官報公示が必要であり、官報公示の前に、答申後に異議申出期間を15日間設定しなければなりませんので、逆算しますと8月5日（水）には結審して改定額の答申を行っていただく必要があります。

従いまして、8月5日の答申の場合ですと、8月21日（金）が異議審となり、10月1日発効が可能ですが、翌日の8月6日の答申の場合は、最短の発効日が10月2日となります。

結審については、当然ながら審議の状況次第ではありますが、先ほど説明させて

いただいた中央賃金審議会から示された論点整理に配意いただきながら、早期の発効に向けて努力するという方向性につきまして、何とぞ御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、専門部会についてですが、例年ですと、3～4回の審議を経て結審している経緯がございます。ただ、中央最低賃金審議会での目安に関する答申につきましては、昨年と同様に例年より遅れる場合も想定して、幅広に日程を確保して記載しております。

専門部会を何回、開催するかは、労使の専門部会委員が確定してから第1回専門部会で協議の上、決定していただいておりますが、あらかじめ仮の日程表を作成してお配りしておりますので、まずは第1回専門部会の日程だけ決定していただきたいと思っております。

7月28日(火)の第2回審議会に引き続いて、同日15時から第1回専門部会を予定してはかがかと考えております。

以上、審議会の日程(案)について説明させていただきましたが、7月28日(火)の14時から第2回審議会を開催することによろしいでしょうか。

(意見なし)

御意見がないようですので、第2回審議会を7月28日(火)14時から和歌山労働局にて開催することで、後日、開催通知をいたしますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

続きまして、まだ労使の専門部会委員が確定しておりませんが、第1回専門部会を7月28日(火)15時から開催したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

御意見がないようですので、第1回専門部会を7月28日(火)15時から開催することで、後日、開催通知をいたします。説明は以上です。

○廣谷会長

次に議題(7)実地視察について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(岡本)

はい。視察につきましては、和歌山県で初めてということで、視察事業場の推薦について労使の皆様から御協力いただきましてありがとうございました。視察日は7月14日14時からということで、和歌山市内にあります食品製造・販売業の企業様を対象に実施をすることとなりましたので、よろしくお願いいたします。詳細につきましては、企業名等が特定されないようするため、この審議会終了後に御説明させていただければと思っております。委員の皆様には、審議会終了後少し残っていただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○廣谷会長

それでは、最後の議題「その他」ですが、事務局からありましたらお願いします。

○事務局（岡本）

はい。それでは最後になりますけども、配付資料の残りの部分を御説明させていただければと思います。34ページ、資料6を御覧いただければと思います。こちらは例年出させていただいております、直近6年間の地域別最賃、鉄鋼業、百貨店、総合スーパーの賃金改定の状況ということになっております。

裏面が、35ページ、資料7ということで、こちらの方は、最低賃金の推移ということで、金額と発効日の推移を示しておりますので、御参考にいただければと思います。

資料8は、36ページになりますが、和歌山県庁のほうでいろんな調査機関のデータをお取りまとめいただいて、6月17日に県庁ホームページで公表されたということで、令和8年5月分ということになります。36ページの一番目のところでございます。内閣府の月例経済報告でございます。5月26日の発表でございますけれども、景気の基調判断を、景気は緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要があると判断をしているということで、これは3か月連続同じ判断ということでございます。この時、5月25日段階でございますので、まだイランとアメリカの紛争が継続している時点での判断ということになります。

36ページの表ですが、いろいろ指標統計を一覧にまとめていただいておりますので、この後に様々な具体的な数値というのがございますので、いくつか資料を御紹介したいと思います。

37ページでございます。景気動向指数ということで、和歌山県が真ん中ぐらいに書かれておまして、令和8年3月の数値が新指標C I一致指数ということで、103.5ということになっておまして、4か月ぶりに改善をしているということでございます。4か月前、108.2から少し下がっていましたが、4か月後に103.5と前月からちょっと上向いたというところでございます。

続きまして38ページ、企業の倒産件数というところでございます。一番下にピンクと赤い棒グラフと折れ線グラフがございまして、棒グラフの方が倒産件数ということで、こちらの方は令和3年から4年連続で件数が増加しているというところがございます。負債額につきましては、令和5年から連続で増加している状況が見られます。ただ、上に表がございまして、和歌山県の令和8年のところを見ていただきますと、令和8年1月から出ておりますが、7件、9件、10件、7件ということで、8年に入ってから、前年からは件数としては下回ってきているというような状況が確認できます。

続きまして、49ページになります。消費者物価指数の関係でございます。こちらの表の一番右側が、和歌山県の消費者物価指数（総合）で、和歌山市ですが、令和7年12月が112.1ということで、ここから数値としては4か月連続で下がってきて、令和8年4月最新が110.7、ということでございます。

ただ令和2年、2020年が100としておりますので、そこから比べると、や

はりまだ物価としては高い水準にあるのかなというところがこちらの数字から確認できます。

あと52ページの、実質賃金の指数になりますが、表の一番右側に実質賃金指数が出ておりまして、令和8年2月、3月で見ますと、前年同月から、2.1%、2.1%ということで、その前まではずっと前年同期を下回っていましたが、令和8年2月、3月は前年同月を上回る水準になってきているというような状況となっております。

続きまして、55ページ、資料9ですが、財務省和歌山財務事務所が3か月に1回発表しているものでございます。最新が令和8年4月の判断ということで、全体の総括判断としては、「緩やかに持ち直しつつある」ということで判断が据え置かれています。

続きまして、58ページを御覧いただけたらと思います。和歌山労働局で発表している、一般職業紹介状況ということで、有効求人倍率ということでございます。令和8年4月分の有効求人倍率のところは1.00倍で、前月に比べて0.01ポイント低下ということで、2か月ぶりの低下ということになっております。新規の求人倍率の方は1.72倍で、前月に比べて0.03ポイント低下ということで、こちらの方は2か月連続の低下ということでございます。

一般職業紹介と書いている表題の下のところに総括判断をしておりますが、こちらの方は「雇用情勢は持ち回しの動きに弱さがみられる。引き続き物価上昇等が雇用に与える影響に注視する必要がある」ということで、令和7年12月から4か月連続判断を据え置いているというところでございます。

次に63ページでございます。こちらは近畿の有効求人倍率で、上の表は、受理地別ということでございます。一番右側を見ていただきますと、4月のものが出ておりまして、和歌山県は兵庫県の0.94倍に次いで、近畿では1.00倍ということで、近畿の中では2番目に低いということでございます。今日の資料には間に合わなかったのですが、今日、5月分の有効求人倍率を発表しておりまして、次回の審議会資料にお付けしますが、5月分は0.96倍ということで、0.04ポイント4月から下がっているというような状況です。

続きまして、72ページでございます。資料11になります。

こちらは、ハローワーク和歌山の方で集計をしているものでございまして、職業別の求人賃金ということで、こちらの方は令和8年1月から4月分ということで掲載をしております。この表の一番上を御覧いただきますと、職業計というところがございます。4月は上限平均が1,330円、下限平均が1,201円ということになっております。上限平均は昨年と同じ時期と比べますと105円ほど高くなっております。下限平均の方は、昨年の同月、令和7年4月と比べますと96円高いというような数値となっております。4月分で見ますと、一番高いのはやはり医師と薬剤師が2,275円というところで、あとは建設業の2,250円と、この2つが2,000円を超えています。表の真ん中ぐらいの販売従事者が1,045円ということで、求人票上は最低賃金ぎりぎりのような状況で求人をされているというような状況が確認できます。

続きまして、73ページ、資料12でございます。こちらの方が賃金引き上げの

支援策ということで、賃上げに伴う様々な助成金を取りまとめたパンフレットにより賃金引き上げ助成パッケージということで周知をしております、それぞれの事業所様のニーズに合った助成金を活用いただけるよう、これから周知してまいりたいと考えております。

続きまして、75ページの資料13ということになります。こちらの方が、最低賃金の引き上げに、一番よく使われているということで、業務改善助成金の御案内のパンフレットになります。75ページの一番下を見ていただきますと、申請期限と賃金引き上げの期間ということが書かれておまして、昨年度から一番大きく変わったのがこの申請期間でございます、令和8年9月1日から申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日、または同年11月30日のいずれか早い日と、これまでよりかなり期間が限られているということでございます。

さらに一番遅くても11月30日までに申請しようと思えば、賃金を引き上げていただけないと申請できないということで、うがった見方になるかもしれませんが、昨年度は発効日が遅くなった地域が増加したということで、この助成金を使うのであれば、早く上げないといけないみたいなことで、その分ちょっと前倒しを促そうというようなところが、この制度の中に盛り込まれているのかなと考えているところでございます。

79ページからは、今御説明した今年度の変更点をまとめたものになります。

このように申請期間が早まったということで、私ども例年、助成金のセミナーを開催していますが、昨年度は9月だったのを今年度はちょっと早く、8月下旬に開催をしたいと思っております。例年、労使団体の方々には、協賛をいただいておりますし、周知についても御協力をいただいておりますので、ぜひ御協力をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（玉置）

続きまして、資料番号14番、紀州有田商工会議所会頭から当審議会会長宛てに、最低賃金に関する要望書の提出がありましたので、概要を御紹介します。

深刻な人手不足と物価高騰を背景に賃上げ圧力が高まる中、最低賃金の地域間競争への過度な意識などから最低賃金が近年大幅な引き上げが続いており、業務改善を伴わない「防衛的な賃上げ」の割合が高まっている。生計費と賃金が上昇局面にある中、ある程度の最低賃金引き上げは必要と考えられるものの、中小企業・小規模事業者の経営や地域経済に与える影響を注視するとともに、自発的・持続的な賃上げに向けた強力な支援が求められる。

最低賃金制度は労働者の生活保障のセーフティネットとしてすべての企業に強制力をもって適用されることから、法の趣旨に則った審議決定が求められる。

このため、要望として、

法定3要素に基づく十分な議論の徹底

改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保

の2点について、要望されています。

資料の説明については、以上になります。

○廣谷会長

ただいまの説明につきまして、質問などあればお願いいたします。

(意見なし)

○廣谷会長

特にございませんか。

それでは、予定していました議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の会議は終了といたします。委員の皆様、ありがとうございました。